

国民宿舎三朝温泉会館等建設特別委員会設置に関する決議

このことについて、別紙のとおり決議を求めらる。

平成五年十一月二十六日提出

提出者	三朝町議会議員	福田家
賛成者	三朝町議会議員	吉田公博
賛成者	三朝町議会議員	安井由行
賛成者	三朝町議会議員	田栗公雄
賛成者	三朝町議会議員	岡嶋達雄
賛成者	三朝町議会議員	藤井享
賛成者	三朝町議会議員	御船征夫

平成五年拾壹月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

国民宿舎三朝温泉会館等建設特別委員会設置に関する決議

次のとおり、地方自治法第一百条及び三朝町議会委員会条例第五条の規定により国民宿舎三朝温泉会館等建設特別委員会を設置するものとする。

- 一 目的 国民宿舎三朝温泉会館及び健康道場並びに総合文化ホール・交流促進センターの建設について審査・研究する。
- 二 委員の定数 七人
- 三 経費 予算の範囲内
- 四 審査期間 本審査が終了するまで閉会中の継続審査とする。